

介護保険の掛金率が変わります

介護掛金とは、40歳から65歳以上未満の方が負担する介護保険制度の保険料です。

現在の掛金率

区分	平成28年3月まで	平成28年4月から
標準報酬月額に対する割合 標準期末手当率に対する割合	5.21/1000	5.42/1000

保健事業の改正ポイント

女性健診が乳がん検診と子宮がん検診に分かれます

従来、乳がん検診と子宮がん検診の両方で女性健診とさせていただいていましたが、平成28年度よりそれぞれの検診に分かれることとなります。

いずれか片方のみを希望の方は該当する方に、両方を希望される方は、両方の申込用紙への記入が必要となりますのでご注意ください。

アバローム紀の国のイベント利用補助が食事等利用補助に変更となりました

今までは、アバローム紀の国が企画するイベントを利用する場合のみ補助が出ましたが、平成28年度からはレストラン等で通常メニュー等の食事を利用した場合にも補助が出るようになりました。補助額は、一人1回1,000円（食事単価3,000円（税別）以上、年度間3回まで）

サンかつらの39周年（サンキュー）を記念してありがとう感謝企画利用補助を新設しました

サンかつらが企画する39周年記念の「ありがとう感謝企画」を利用した場合に補助が出ます。

ありがとう感謝企画の詳細は共済わかやま及び各所属所あてのチラシ等でご案内させていただきます。

限度額適用認定証の申請手続・給付額

組合員及び被扶養者が、一の医療機関等から入院および外来診療を受ける場合、『限度額適用認定証』を病院の窓口へ提示することにより、窓口負担額は自己負担額限度額までとなり、軽減されます。

この適用を受ける場合は、共済組合に「限度額適用認定申請書」を提出してください。（各所属所の事務担当者に申請用紙を求めてください。）

『限度額適用認定証』を交付しますので、「組合員証」又は「組合員被扶養者証」とともに、医療機関に提示してください。

●限度額適用認定証を使用しない場合

← 共済組合が医療機関に払う →	← 窓口負担額 300,000円 →		
療養の給付（7割） 700,000円	高額医療① 212,570円	附加給付② 62,400円	自己負担額 25,030円
	一部負担額（3割）		
	← 自己負担額限度額 87,430円 →		

●限度額適用認定証を使用した場合

← 共済組合が医療機関に払う →	← 窓口負担額 87,430円 →		
療養の給付（7割） 700,000円	高額医療① 212,570円	附加給付② 62,400円	自己負担額 25,030円
	一部負担額（3割）		
	← 自己負担額限度額 87,430円 →		

注）図中①、②は診療月の3か月後以降に組合員に給付（送金）しますので、「限度額適用認定証」を医療機関への提示の有無にかかわらず、最終的な自己負担額は同じです。[医療機関からの請求が遅くなった場合は、給付（送金）が遅くなります。]

平成27年度末 22歳の被扶養者に係る手続について

平成28年4月1日に扶養手当の支給がなくなる被扶養者（平成5年4月2日～平成6年4月1日生まれ）については、平成28年4月1日以降、次の手続が必要です。

手続

区分	提出書類	提出期限
被扶養者の要件を欠く者 ・就職先の健康保険に加入した場合 ・収入が認定所得限度額以上の場合 （アルバイト等収入を含む）	1 被扶養者取消申告書 （組合員被扶養者証等返納） 2 就職先の被保険者証等（写）又は契約書等（写）又は給与支払（見込）額証明書	平成28年4月28日（木）
引き続き被扶養者の要件を備える者 ・大学（院）、各種・専修学校の学生の場合 ・負傷その他の理由により就労できない場合 ・定時制、通信制、夜間及び各種・専修学校の学生、専攻生・履修生・研究生・聴講生等の学生であり収入（アルバイト等）が認定所得限度額内の場合	1 被扶養者継続認定申出書 2 扶養の申立書 3 平成28年度（27年分）の市区町村長発行の課税（所得）証明書 4 所得の内容を明らかにする書類 5 在学証明書（H27.4.1以降発行）又は学生証（写） 6 医師の診断書又は障害者手帳（写） 7 夫婦共同の場合、組合員及び配偶者の平成28年度（27年分）の課税（所得）証明書・確定申告書（写）等（注4）※ 上記1～3は全員 4～7は該当する場合必要	平成28年7月29日（金） （市区町村で、平成28年度（27年分）の課税（所得）証明書が発行されるようになってから提出してください。）

- 注意**
- 1) 取消日以降、組合員被扶養者証は使用できませんので、ご注意ください。
取消日以降に組合員被扶養者証を使用されますと、医療費・給付金等は全額返還していただくこととなります。
 - 2) 被扶養者の収入等、実態をよく把握したうえで手続し、今後においても常に収入状況を確認・把握（毎月の給与明細書・雇用契約書等の保管整備）するようにお願いします。
 - 3) 認定所得限度額とは、年額130万円未満です。月額108,334円以上の収入が3か月以上連続する場合は、所得限度額以上であるとみなします。
 - 4) 公的年金（障害を支給事由とする年金）の受給者に対する認定所得限度額は年額180万円未満です。月額150,000円以上の収入（年金の年額を12か月で割った額＋給与所得等の月額）が3か月以上連続する場合は、所得限度額以上であると見なします。

上記22歳以外の被扶養者についても、要件を欠いた場合は、被扶養者取消申告を行ってください。

年金情報：インターネットで確認できます

平成28年3月14日から「地共済年金情報Webサイト」を再開しました。ご利用の際には、新たにユーザーIDとパスワードを設定する必要があります。詳細は、公立学校共済組合本部HPを確認してください。

公立学校共済組合本部HP
<https://www.kouritu.go.jp/topics/kumiai/Websaikai/index.html>

※公務員厚生年金期間のみ（平成27年10月以前の期間も含む。）

